

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 農業・農村活性化推進施設等整備事業の項補助事業名の欄中「農業・農村
活性化推進施設等整備事業」を「かごしまの農業未来創造支援事業」に改め、同項
補助要件の欄中「農業・農村活性化推進施設等整備事業実施要領」を「かごしまの
農業未来創造支援事業実施要領（鹿児島県要領令和4年4月1日制定）」に、「採択
基準」を「採択要件」に改める。

附 則

この告示は、令和4年6月30日から施行し、改正後の鹿屋市補助金等交付規則第
3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の表第1 かごしまの農業未来
創造支援事業の項の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。